

令和6年4月改正

西条市ふるさと納税を活用した NPO等が実施する公益的な事業に係る 交付金の手引き

西条市ふるさとづくり寄附金条例等
の関係例規に規定する事業や対象団体
などについて、その概要や注意点をま
とめています。

この交付金を活用するための参考に
してください。

<お問い合わせ>

西条市 市民生活部 暮らし支援課
〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地
(西条市役所本館3階)
TEL (0897) 52-1346 FAX (0897) 52-1230
E-mail kurashishien@saijo-city.jp

1 西条市ふるさとづくり寄附金条例とは？

西条市ふるさとづくり寄附金条例（「以下「条例」といいます。）とは、西条市のまちづくりに共感し、ふるさととして大切に思う人々の寄附を通じて、寄附者の社会的投資を具体化し、もって多様な人々の参加による個性あふれるふるさとづくりに資することを目的としています。

その概要は、

- (1) 寄附者の社会的投資を具体化するため、事業区分を列挙
- (2) 地域課題の解決のために市内で活動するNPO等の資金調達にふるさと納税を活用（以下「NPO等指定寄附」といいます。）
- (3) 寄附金の全部又は一部を原資として、西条市ふるさとづくり基金を設置となっています。

2 NPO等指定寄附とは？

地域課題の解決のために市内で活動するNPO等の資金調達にふるさと納税を活用し応援するものです。

(1) 対象団体

特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、市とパートナーシップ協定を締結している団体

- ・定款、規約等を備えていること。
- ・情報を広く開示していること。
- ・5名以上の構成員で構成されていること。
(うち1名以上は市内在住)
- ・NPO法20分野、その他社会貢献を行う非営利活動団体であること。
- ・役員等が暴力団等構成員及び関係者等でないこと。
- ・公益的な事業を行っていること。
- ・市内でおおむね1年以上の継続的な活動実績があること。
- ・法令違反、公序良俗に反する活動をしていないこと。
- ・活動の目的が宗教、政治的でないこと。

(2) 公益的な事業

- ・市の施策と整合する活動を行い、又は市との協働の実績を有すること。
- ・市内でおおむね1年以上の継続的な活動実績があること。
- ・法令違反又は公序良俗に反する活動等をしていないこと。

(3) 登録のための提出書類等

- ①団体の活動状況（様式第1号）
- ②定款（または会則・規約）
- ③構成員名簿
- ④事業報告書（過去3年分）
- ⑤活動計算書（過去3年分）
- ⑥履歴事項証明書
- ⑦国税（その4）及び市税の納税証明書（市納税課に所定の様式あり）
- ⑧誓約書（様式第2号）

※③については構成員に変更があった場合は速やかに変更後のものを提出してください。

※④、⑤については、設立から3年に満たない場合は設立以降のものを提出してください。

NPO等から①～⑧の書類の提出があった時に、**随時**、市で内容を審査し、登録要件を満たすかどうかを判断し、要件を満たすと確認できた場合には、市のホームページ等で当該NPO等を紹介します。

※交付金の交付年度外であっても、市のホームページ等で当該NPO等を紹介している期間については、毎年度④及び⑤を市に提出してください。

(4) ページの作成

市のホームページ等でNPO等を紹介するにあたり、NPO等は活動内容がわかる文章及び写真を準備、作成し、市がその内容を確認して、市のホームページ等に掲載します。

なお、ふるさと納税ポータルサイト(ふるさとチョイス)への掲載においても、NPO等が作成した文章及び準備した写真を市の担当者が掲載作業を行います。

※市のホームページ等で紹介している期間に、NPO等が法令違反、定款又は規約の違反、紹介にふさわしくない事由が発生した場合、NPO等に対し改善を求めるとともに、市のホームページ等による紹介を中止します。この場合、既に受け入れた寄附金については、市で実施する他の事業区分に振り替えます。

(5) 受け入れた寄附金に対する謝意

市は、寄附金受領証明書を発送する際に併せてお礼状を送付します。

NPO等においても、寄附の確認後、速やかに寄附者に対し謝意をお伝えください。また、寄附の指定を受けたNPO等は、当該団体の活動にちなんだ返

礼品を送ることができますが、返礼品を送る場合は、必ず事前に市への相談をお願いします。

NPO等は交付金活用実績を市への実績報告と合わせ、寄附者に報告してください。

(6) 交付金の使途要件、交付対象経費

交付金の使途の要件は、以下の全てを満たすものとなります。

- ① 公益的な事業及びそれに伴う必要な経費であること。
- ② 市民の便益につながる事業に必要な経費であること。
- ③ 構成員のみを対象とする事業への経費でないこと。
- ④ 宗教的又は政治的活動のための経費でないこと。

※具体的には、慶弔費や役員・会員による親睦会等の飲食費は対象外です。

(費目別交付対象経費)

費目	内容
人件費	当該団体の運営に伴う人件費
報償費	当該団体が実施する活動に参加するボランティア、講師への謝礼など ※ただし、単価等については社会通念上の範囲とする。
旅費	当該団体が実施する活動に伴う交通費及び宿泊費
消耗品費	文房具、用紙代など
燃料費	当該団体が実施する活動に伴うガソリン代など
食糧費	当該団体が実施する活動に伴う打ち合わせ時のお茶代など (アルコールは不可)
印刷製本費	当該団体が実施する活動を周知するチラシ・ポスター代、写真現像代など
光熱水費	当該団体の事務所に係る電気使用料、上下水道料、ガス使用料
修繕料	備品、事務所等の修繕料
通信運搬費	資料等の郵送料、機材等の運搬費、事務所の電話使用料

手数料	クリーニング代、口座振込手数料
保険料	ボランティア保険など
委託料	専門的な技術を要する業務を外部に委託した際の委託料
使用料及び賃借料	事務所やイベント時の機器の賃借料、事務所の家賃など
備品購入費	備品の購入費 ※1万円以上(税込)の物品を備品とする。備品台帳を作成し、適正に管理すること。
負担金、補助金及び交付金	

(7) 交付金の額

受け入れた寄附金額の85%

※受け入れた寄附金が10万円の場合は、交付金額は8万5千円となります。

(15%は、ふるさと納税ポータルサイト使用に係る経費など寄附を募るにあたっての必要経費です。)

(8) 交付時期

原則、年度当初に交付します。

ただし、当初予算で交付金が不足する場合は、7月以降に交付します。

その他、必要に応じて、市と当該団体との協議によりに交付します。

(9) 基金における管理期間

受け入れた寄附金を市のふるさとづくり基金で管理する期間は、最長で2年とします。

(10) 交付金の繰越し

交付金は、正当な理由がある場合には、当該年度に交付された交付金の残額を次年度に繰り越すことができます。

お問い合わせ・書類提出先

西条市 市民生活部 くらし支援課 くらし支援係

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地(西条市役所本館3階)

TEL (0897) 52-1346 FAX (0897) 52-1230

E-mail kurashishien@saijo-city.jp